

朝倉緑のふるさと公園運動場使用料（令和元年10月1日以降使用分より適用）

施設区分	使用区分	使用時間	使用料
多目的広場	全面	1時間までごとに	330円
夜間照明施設	全面	1時間までごとに	1,070円
テニスコート	1面	1時間までごとに	250円
夜間照明施設	1面	1時間までごとに	250円
器具	電源コンセント	1口	1日 200円

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、所定の使用料の3倍とする。ただし、夜間照明施設及び器具を除く。
- 3 多目的広場の半面（ソフトボール場1面）以下の部分を使用する場合は、所定の使用料の半額とする。
- 4 中学生以下又は65歳以上の者については、所定の使用料の半額とする。ただし、夜間照明施設及び器具を除く。
- 5 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。